平成３０年度経済産業省中小企業庁委託事業　人権啓発支援事業に係るパンフレットの印刷・製本に係る見積競争（仕様書）

１　発注業務内容

以下の各印刷物の印刷・製本

①『「ＣＳＲ」で会社が変わる、社会が変わる』（経営者向け）

②『「ＣＳＲ」で意識が変わる　企業は伸びる』（担当者向け）

③『「ＣＳＲ」で見えてくる明るい明日』（従業員向け）

※各パンフレットはｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｊｉｎｋｅｎ．ｏｒ．ｊｐ／ａｒｃｈｉｖｅｓ／８８２で閲覧可能

２　仕様等

①『「ＣＳＲ」で会社が変わる、社会が変わる』（経営者向け）

ａ）判型等　　Ａ４判／２８頁（表１－４を含む）／４Ｃ／中綴じ

ｂ）印刷部数　　１２，０００部

ｃ）用紙　　　コート紙・Ａ判　７０．５／ｋ

ｄ）原稿修正

ア）版下データ支給

イ）修正個所についてはＰＤＦ等で指示する

ウ）デザインの大きな変更はないが、本文の修正に加え、グラフ・図版の再作成、コラムカコミの増減等の修正は生じる。

②『「ＣＳＲ」で意識が変わる　企業は伸びる』（担当者向け）

ａ）判型等　　Ａ４判／４８頁（表１－４を含む）／４Ｃ／中綴じ

ｂ）印刷部数　　１２，０００部

ｃ）用紙　　　コート紙・Ａ判　７０．５／ｋ

ｄ）原稿修正

ア）版下データ支給

イ）修正個所についてはＰＤＦ等で指示する

ウ）デザインの大きな変更はないが、本文の修正に加え、グラフ・図版の再作成、コラムカコミの増減等の修正は生じる。

③『「ＣＳＲ」で見えてくる明るい明日』（従業員向け）

ａ）判型等　　Ａ４判／２８頁（表１－４を含む）／４Ｃ／中綴じ

ｂ）印刷部数　　１５，０００部

ｃ）用紙　　　コート紙・Ａ判　７０．５／ｋ

ｄ）原稿修正

ア）版下データ支給

イ）修正個所についてはＰＤＦ等で指示する

ウ）デザインの大きな変更はないが、本文の修正に加え、グラフ・図版の再作成、コラムカコミの増減等の修正は生じる。

※印刷・製本に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）第６条第１項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成３０年２月９日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たさなければならず、それを証するための書類を提出しなければならない。

３　スケジュール（予定）

（１）原稿支給：平成３０年６月２０日（水）

（２）納入期限：平成３０年７月２５日（水）

４　納品先

（１）公益財団法人人権教育啓発推進センター

東京都港区芝大門２－１０－１２　ＫＤＸ芝大門ビル４Ｆ

（２）公益財団法人人権教育啓発推進センターが指定する倉庫（関東近郊１か所を予定）

※納品にかかる経費は受注者負担とする。

※各納品先への納品部数は、別途指示する。

５　成果物

①『「ＣＳＲ」で会社が変わる、社会が変わる』（経営者向け）：１２，０００部、修正済版下データ及び閲覧用ＰＤＦデータ

②『「ＣＳＲ」で意識が変わる　企業は伸びる』（担当者向け）：１２，０００部、修正済版下データ及び閲覧用ＰＤＦデータ

③『「ＣＳＲ」で見えてくる明るい明日』（従業員向け）：１５，０００部、修正済版下データ及び閲覧用ＰＤＦデータ

６　提出書類

（１）見積書

（２）印刷物基準確認書（様式１）

（３）資材確認票（様式２）

（４）オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（様式３）

（５）工程表

（６）各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）証明書（写し）

※（２）～（４）については、見積時の提出は任意。ただし受注者は受注後すみやかに提出すること。

※（６）の資格を有しない者は応募できない。

７　見積書等提出期限

平成３０年６月２０日（水）午前１２時００分

※見積競争参加希望者は事前に連絡すること。

８　その他

（１）提出書類は返却しない。

（２）見積競争参加に要する経費は、応募者の負担とする。

（３）本業務実施に当たり知り得た情報は、本業務以外の用途に使用し、また第三者に漏洩してはならない。

（４）本仕様書に記載のない事項については公益財団法人人権教育啓発推進センターと協議すること。

（５）本業務の実施に当たっては公益財団法人人権教育啓発推進センターによる確認及び承諾を得た上で作業を進めること。

（６）修正作業については複数回の校正を想定すること。原稿支給日以降修正内容変更の可能性があるが仕様の範囲内であると公益財団法人人権教育啓発推進センターが判断する場合は追加料金は支払わない。

（７）請求書は全業務完遂後に発行すること。

（８）本件の完遂のために十分な実施体制を整えること。

９　監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、公益財団法人人権教育啓発推進センターの以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

（１）検査職員：総務部長　上原雅子

（２）監督職員：事務局長事務取扱　上杉憲章

１１　問合せ先・応募書類提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター

事業部第１係　齋藤

東京都港区芝大門２－１０－１２　ＫＤＸ芝大門ビル４Ｆ

電　話：０３－５７７７－１８０２

メール：ｓａｉｔｏ＠ｊｉｎｋｅｎ．ｏｒ．ｊｐ

……………………………………………………………………………

公益財団法人人権教育啓発推進センターツイッター

＠Ｊｉｎｋｅｎ＿Ｃｅｎｔｅｒ

ＹｏｕＴｕｂｅ人権チャンネル

ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｙｏｕｔｕｂｅ．ｃｏｍ／ｊｉｎｋｅｎｃｈａｎｎｅｌ

公益財団法人人権教育啓発推進センターホームページ

ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｊｉｎｋｅｎ．ｏｒ．ｊｐ／